**届出を必要とする改正事項等について**

|  |
| --- |
| **認知症対応型通所介護**  **介護予防認知症対応型通所介護** |

　令和６年度介護報酬改定により改正された事項のうち、本市に新たに届出を必要とする改正事項につきまして、次のとおりまとめましたので、今後の参考としてください。

　目次

　　算定基準に関する改正事項

　１　減算の新設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２ページ

⑴　高齢者虐待防止措置未実施減算

⑵　業務継続計画未策定減算

２　現行加算の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４ページ

⑴　入浴介助加算

⑵　介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算

　　注　本文書中において使用する略称

|  |  |
| --- | --- |
| 「指定地域密着型サービス基準」 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号） |
| 「厚生労働大臣が定める基準」 | 厚生労働大臣が定める基準（平成２７年厚生労働省告示第９５号） |

算定基準に関する改正事項

１　減算の新設

　⑴　高齢者虐待防止措置未実施減算

|  |
| --- |
| ３　認知症対応型通所介護費  　注２　別に厚生労働大臣が定める基準（※１）を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。  ---------------------------------------------------------------------------------------------------------  【参考】  ※１　厚生労働大臣が定める基準  第５１号の１２の２（高齢者虐待防止措置未実施減算の基準）  指定地域密着型サービス基準第６１条において準用する指定地域密着型サービス基準第３条の３８の２に規定する基準（※２）に適合していること。  ※２　指定地域密着型サービス基準  （虐待の防止）  　　第３条の３８の２　指定認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。  　　　⑴　当該指定認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。  　　　⑵　当該指定認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。  　　　⑶　当該指定認知症対応型通所介護事業所において、認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。  ⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 |

⑵　業務継続計画未策定減算

|  |
| --- |
| ３　認知症対応型通所介護費  　注３　別に厚生労働大臣が定める基準（※１）を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。  ---------------------------------------------------------------------------------------------------------  【参考】  ※１　厚生労働大臣が定める基準  第５１号の１２の３（業務継続計画未策定減算の基準）  指定地域密着型サービス基準第６１条において準用する指定地域密着型サービス基準第３条の３０の２第１項に規定する基準（※２）に適合していること。  ※２　指定地域密着型サービス基準  （業務継続計画の策定等）  第３条の３０の２　指定認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。  ２・３　（略） |

　これらの減算に係る「高齢者虐待防止措置の実施」及び「業務継続計画の策定」は、令和３年度介護報酬改定により設けられたもので、３年間の経過措置（努力義務）を経て、令和６年４月１日から義務化されます。

これに伴い、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１）に新たに「高齢者虐待防止措置実施の有無」欄及び「業務継続計画策定の有無」欄が追加されますので、それぞれ「１：減算型」、「２：基準型」のいずれかを選択した上で、必ず本市に届け出てください。

※　この届出がない場合は、令和６年４月１日以降「１：減算型」とみなされます。

|  |
| --- |
| 必要書類  ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１）  ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙２）  ・改善計画書　※高齢者虐待防止措置未実施減算適用時のみ必要  届出期限：減算が適用される事実が生じたときから１０日以内 |

　２　現行加算の見直し

　　⑴　入浴介助加算

　　　　入浴介助技術の向上や利用者の居宅における自立した入浴の取組を促進する観点から、次のとおり見直しが行われました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 改　正　前 |  | 改　正　後 |
| 入浴介助加算（Ⅰ）　　　　　　　　　　　　　　　　４０単位  　　　入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。  　【新設】 | ⇒ | 入浴介助加算（Ⅰ）　　　　　　　　　　　　　　　　４０単位  　⑴　入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。  　⑵　入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。 |
| 入浴介助加算（Ⅱ）　　　　　　　　　　　　　　　　５５単位  　⑴　入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。  　【新設】  　⑵　医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員その他の職種の者      　　　　　　　　　　（以下「医師等」という。）が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。当該訪問において、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又はその家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にあると認められる場合は、訪問した医師等が指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。            　⑶　当該指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等との連携の下で、当該利用者の身体の状況、訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえて個別の入浴計画を作成すること。      　⑷　当該入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境      　　　　　　　　　　　　　　で入浴介助を行うこと。 | ⇒ | 入浴介助加算（Ⅱ）　　　　　　　　　　　　　　　　５５単位  　⑴　入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。  　⑵　入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。  　⑶　医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しく介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者（以下「医師等」という。）が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価し、かつ、　　当該訪問において、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又はその家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にあると認められる場合は、訪問した医師等が指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。ただし、医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が当該評価及び助言を行っても差し支えないものとする。  　⑷　当該指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員生活相談員その他の職種の者が共同して、  　　　　　　　　　　　医師等との連携の下で、当該利用者  の身体の状況、訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等  を踏まえて個別の入浴計画を作成すること。ただし、個別の  入浴計画に相当する内容を通所介護計画に記載することを  もって、個別の入浴計画の作成に代えることができる。  　⑸　当該入浴計画に基づき、個浴又は　　利用者の居宅の状況に近い環境（利用者の居宅の浴室の手すりの位置や、使用する浴槽の深さ及び高さ等に合わせて、当該事業所の浴室に福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているものをいう。）で入浴介助を行うこと。 |

改正後は、区分（Ⅰ）、区分（Ⅱ）のいずれを算定する場合であっても、入浴介助に関わる職員に対して入浴介助に関する研修を行う必要がありますので、要件を満たせているか確認をした上で、必要に応じて本市に届け出てください。

|  |
| --- |
| 必要書類  ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１）  ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙２）  ・添付資料（浴室の平面図、研修実施状況が分かる資料）  届出期限：算定月の前月の１５日まで  ※例外的に、令和６年４月から算定を開始する場合のみ令和６年４月１５日まで |

⑵　介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算

　　　介護職員等の確保に向けて、処遇改善のための措置を多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、既存のこれら３種の加算が一本化され、次のとおり４つの区分に改められました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 改　正　前 |  | 改　正　後 |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　　　　1000分の104相当単位数  介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　　　　 1000分の76相当単位数  介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　　　　 1000分の42相当単位数 | ⇒ | 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）　　　　1000分の181相当単位数  介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）　　　　1000分の174相当単位数  介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）　　　　1000分の150相当単位数  介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）　　　　1000分の122相当単位数 |
| 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）　 1000分の31相当単位数  介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）　 1000分の24相当単位数 |
| 介護職員等ベースアップ等支援加算 1000分の23相当単位数 |

　　　次の２つの表は、改正後の加算区分と単位数、対応する改正前の加算区分（経過措置分にあっては、令和６年５月３１日時点において取得している加算）、改正後の加算算定要件をまとめたものです。

取得する区分の選択にあたって、参考にしてください。

　早読表

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 新加算  の区分 | 相当する  単位数 | 対応する旧加算の区分 | | | 算　定　要　件　（　下　記　参　照　） | | | | | | | | | | | | | |
| 処遇  加算 | 特定  加算 | ベア  加算 | ⑴ | | | ⑵ | ⑶ | ⑷ | ⑸ | ⑹ | ⑺ | | | ⑻ | ⑼ | ⑽ |
| 本文 | (一) | (二) | (一)  (二) | (三)  (四) | (五)  (六) |
| (Ⅰ) | 181/1000 | (Ⅰ) | (Ⅰ) | 有 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (Ⅱ) | 174/1000 | (Ⅰ) | (Ⅱ) | 有 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  |
| (Ⅲ) | 150/1000 | (Ⅰ) | 無 | 有 | ○ | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| (Ⅳ) | 122/1000 | (Ⅱ) | 無 | 有 | ○ | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | ○ |  |  |

早読表（令和６年６月１日から令和７年３月３１日までの経過措置）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 新加算  の区分 | 相当する  単位数 | 5/31時点での取得加算 | | | 算　定　要　件　（　下　記　参　照　） | | | | | | | | | | | | | |
| 処遇  加算 | 特定  加算 | ベア  加算 | ⑴ | | | ⑵ | ⑶ | ⑷ | ⑸ | ⑹ | ⑺ | | | ⑻ | ⑼ | ⑽ |
| 本文 | (一) | (二) | (一)  (二) | (三)  (四) | (五)  (六) |
| (Ⅴ)⑴ | 158/1000 | (Ⅰ) | (Ⅰ) | 無 | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (Ⅴ)⑵ | 153/1000 | (Ⅱ) | (Ⅰ) | 有 | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | ○ | ○ | ○ |
| (Ⅴ)⑶ | 151/1000 | (Ⅰ) | (Ⅱ) | 無 | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  |
| (Ⅴ)⑷ | 146/1000 | (Ⅱ) | (Ⅱ) | 有 | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | ○ | ○ |  |
| (Ⅴ)⑸ | 130/1000 | (Ⅱ) | (Ⅰ) | 無 | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | ○ | ○ | ○ |
| (Ⅴ)⑹ | 123/1000 | (Ⅱ) | (Ⅱ) | 無 | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | ○ | ○ |  |
| (Ⅴ)⑺ | 119/1000 | (Ⅲ) | (Ⅰ) | 有 | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | どちらか１つ | |  | ○ | ○ | ○ |
| (Ⅴ)⑻ | 127/1000 | (Ⅰ) | 無 | 無 | ○ |  |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |
| (Ⅴ)⑼ | 112/1000 | (Ⅲ) | (Ⅱ) | 有 | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | どちらか１つ | |  | ○ | ○ |  |
| (Ⅴ)⑽ | 96/1000 | (Ⅲ) | (Ⅰ) | 無 | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | どちらか１つ | |  | ○ | ○ | ○ |
| (Ⅴ)⑾ | 99/1000 | (Ⅱ) | 無 | 無 | ○ |  |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | ○ |  |  |
| (Ⅴ)⑿ | 89/1000 | (Ⅲ) | (Ⅱ) | 無 | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | どちらか１つ | |  | ○ | ○ |  |
| (Ⅴ)⒀ | 88/1000 | (Ⅲ) | 無 | 有 | ○ |  |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | どちらか１つ | |  | ○ |  |  |
| (Ⅴ)⒁ | 65/1000 | (Ⅲ) | 無 | 無 | ○ |  |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | どちらか１つ | |  | ○ |  |  |

|  |
| --- |
| 算　定　要　件 |
| ⑴　介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。  (一)　当該事業所が仮に介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）を算定した場合に算定することが見込まれる額の２分の１以上を基本給又は決まって支払われる手当てに充てるものであること。  (二)　当該事業所において、経験・技能のある介護職員のうち１人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額４４０万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。  ⑵　当該事業所において、⑴の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。  ⑶　介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。  ⑷　当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。  ⑸　算定日が属する月の前１２月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。  ⑹　当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。  ⑺　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  (一)　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  (二)　(一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。  (三)　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  (四)　(三)について、全ての介護職員に周知していること。  (五)　介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。  (六)　(五)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。  ⑻　⑵の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。  ⑼　⑻の処遇改善の内容について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。  ⑽　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。 |

　　　この加算に関する届出については、別紙「令和６年度介護職員等処遇改善加算の届出について」により詳細をお知らせします。